

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役・税理士 三車 厚二

TEL:06-946-8011

社長の別荘を保養所とする場合の注意点

Q: 社長の別荘を会社で借りて保養所として利用する場合、税務上何か問題はありますか。

A: 税務上の問題点としては(1)社長に支払う賃借料の額と(2)福利厚生費として費用処理できる条件についてです。

(1)社長に支払う賃借料の額

会社とそのオーナーである社長との間の賃貸借にあたっては、その賃料の決定が恣意的になりやすいため注意が必要です。賃料の決定には、世間一般の賃料相場である第三者取引価額を参考にし、具体的には、近隣の家賃相場を参考にするか、その建物等に対する投下資本金額の利回りを乗じて計算する方法など合理的な根拠に基づき算定することになります。過大な賃料は、その過大部分は役員報酬とされ、定められた役員報酬の額を超えると過大役員報酬として損金不算入になります。

(2)費用処理できる条件

- ①社長への賃料が(1)により計算された金額であること
- ②役員と従業員が平等に利用できること
- ③利用料金が世間並みであること

福利厚生施設としての保養所の利用方法について、利用者の範囲、利用料金、利用方法等の規定を作成し、その利用状況についても明らかにしておく必要があります。

以上の条件のうち、一つでも満たさない場合には、税務上、福利厚生費用として全額費用処理できず、社長への役員報酬として認定されることになります。

